

みんなを守るう!

— 私たちの暮らしを守る

亀山の自然と「生物多様性」

本市は、鈴鹿山脈や布引山地を源とした鈴鹿川と中ノ川を有し、その源流域は豊かな森林に覆われ、多様な生物を育む生態系を支えています。また、その流域には豊かな水の恩恵により、田や畑などの農地が広がり、貴重な歴史文化が築かれてきました。こうした源流域の自然環境に恵まれた本市には6,770種類もの生き物が生息していると言われています。

豊かな自然が成り立つためには、さまざまな種類の環境と生き物が存在し、それらが食物連鎖などによる共生関係にあることが欠かせません。このように、多様な生き物が生息し、つながり、関わり合っていることを「生物多様性」と言います。



環境省ローカルSDGs地域循環共生圏のホームページイラストを加工して作成
URL <http://chiikijunkan.env.go.jp/>

「生物多様性」が支える私たちの豊かな暮らし

私たちの暮らしは、生物多様性からたくさんの恵みを受けて成り立っています。

例えば、鈴鹿川等源流域の豊かな森林があることで、水や空気がきれいに浄化されるだけでなく、大雨が降っても土砂災害が起こりにくくなり、私たちは安心して暮らすことができます。

また、身近に豊かな自然があることによって、その景色や生き物を見て楽しんだり、自然の中で遊んだりすることができ、ストレスが軽減されて、心も体も健康に保つことができます。こうしたたくさんの自然の恵みは、あることが当たり前のように感じるかもしれませんが、豊かな生物多様性が守られているからこそ得られるものです。

この恵みを次世代に守り継いでいくためには、私たち一人ひとりが身近な生物多様性の大切さを知り、守っていく必要があります。

そのため、本市では、県内の市町では初となる『亀山市生物多様性地域戦略』を令和3年に策定し、生物多様性の大切さを皆さんにお伝えするとともに、生物多様性を守る取り組みを進めています。



【引用】環境省生物多様性ウェブサイト

亀山の

生物多様性

自然の恵みをいつまでも

問合せ先 生物多様性・獣害対策室 (☎96-8588)

令和5年7月制度運用開始

生物多様性を守る取り組みを支援する

かめやま生物多様性共生区域の認定を始めます!

「かめやま生物多様性共生区域認定制度」とは?

市内には、鈴鹿国立公園や鳥獣保護区だけでなく、皆さんの暮らしに身近な田んぼや畑、神社やお寺の境内、また事業所内の緑地など自然が残されている場所がたくさんあります。こうした場所の自然は私たち人間が管理し、利用することで守られ、生物多様性が保全されます。

今回、新たにスタートした「かめやま生物多様性共生区域認定制度」は、多様な主体が守っている自然豊かな場所を認定し、その場所で行われているさまざまな活動を支援する制度です。

認定を取得すると?

認定書が発行され、認定マークを表示することが可能となり、社会貢献活動を行っていることを対外的に示すことができます。

認定を受けた取組内容などについて、市がさまざまな情報発信を行います。

認定を受けた場所で生産された製品に、認定マークを表示して販売することができます。



認定マーク▶ かめやま生物多様性共生区域

認定を受けるためには?

申請できる人

土地の所有者または管理者

認定対象地

- 田んぼや畑などの農地
 - 工場や事業所の中の緑地
 - 神社やお寺の境内
 - 市民活動団体の活動地 など
- ※面積要件はありません。

認定条件

- 土地の場所や境界が明らかであること
- 土地の所有者や管理者が明らかであること
- 土地の管理内容が明らかで、生物多様性保全に貢献し、管理が継続されること
- 土地の生物多様性の状況が明らかであること

審査

認定条件の各項目の内容が分かる提出資料に基づき、認定審査会にて審査を行います。

申請期間(令和5年度認定分)

7月3日(月)~8月31日(木)

提出書類

- かめやま生物多様性共生区域認定申請書
 - 申請場所の境界、状況が分かる資料
 - 申請場所の管理方法が分かる資料
 - 申請場所における生物多様性の状況が分かる資料
- ※申請様式は市ホームページからダウンロードしてください。
- ※申請場所の状況に応じて追加資料が必要な場合があります。

提出方法

提出書類を生物多様性・獣害対策室(総合環境センター)へ持参してください。

※詳しくは、生物多様性・獣害対策室へお問い合わせください。